

別添 2 食肉等流通体制維持支援事業

第 1 事業の内容

事業実施主体は、CSF 発生地域のと畜場併設食肉処理施設等を管理・運営する事業者が、以下の 1 及び 2 の取組を実施するのに要した経費について補助する。

1 メンテナンス支援

CSF 発生地域のと畜場併設食肉処理施設等において長期に渡り稼働が停止する等の場合における、CSF 発生地域のと畜場併設食肉処理施設等の維持管理

2 食肉処理従事者体制維持支援

CSF 発生地域のと畜場併設食肉処理施設等との請負契約等により食肉処理等を行っている従事者について、一時的に他の食肉処理施設等への派遣

第 2 事業の実施

1 実施要領の作成

事業実施主体は、この事業の実施に当たっては、あらかじめ事業の趣旨、内容、仕組み、消費税及び地方消費税の取扱等を定めた実施要領を作成し、理事長の承認を受けるものとする。これを変更する場合も同様とする。

2 事業の委託

事業実施主体は、本事業の一部を理事長が適当と認める団体に委託して行うことができるものとする。

この場合、事業実施主体は、あらかじめ委託の趣旨、内容、仕組み、委託費、手数料等を定めた事業委託要領を作成し、理事長に報告するものとする。

3 事業の実施期間

この事業の実施期間は、令和元年度とする。

第 3 機構の補助

機構は、予算の範囲内において、別表に定める補助対象経費及び補助率により、事業実施主体が事業を実施するのに要する経費につき補助するものとする。

第 4 補助金交付の手続等

1 補助金の交付申請

事業実施主体は、補助金の交付を受けようとする場合は、理事長が別に定める期日までに、別紙様式第 1 号の地域食肉等処理・供給体制確保緊

急対策事業（食肉等流通体制維持支援事業）補助金交付申請書（以下「補助金交付申請書」という。）を作成し、理事長に提出するものとする。

2 事業の変更承認申請

事業実施主体は、補助金の交付決定があった後において、次に掲げる変更をしようとする場合には、別紙様式第2号の地域食肉等処理・供給体制確保緊急対策事業（食肉等流通体制維持支援事業）補助金交付変更承認申請書を理事長に提出し、その承認を受けるものとする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 事業費の30パーセントを超える増減
- (3) 補助金の交付決定額の増加を伴う事業費の増

3 補助金の概算払

- (1) 理事長は、この事業の円滑な実施を図るために必要があると認めた場合は、出来高に応じて、交付決定額を限度として補助金の概算払をすることができるものとする。
- (2) 事業実施主体は、補助金の概算払請求をしようとする場合は、別紙様式第3号の地域食肉等処理・供給体制確保緊急対策事業（食肉等流通体制維持支援事業）補助金概算払請求書を作成し、理事長に提出するものとする。

4 事業の実績報告

事業実施主体は、補助事業が完了した日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付決定通知のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までに、別紙様式第4号の地域食肉等処理・供給体制確保緊急対策事業（食肉等流通体制維持支援事業）実績報告書（以下「実績報告書」という。）を作成し、理事長に報告するものとする。また、別紙様式第4号の写しを都道府県知事に提出するものとする。

ただし、事業の完了が交付決定通知のあった年度の翌年度となった場合は、事業の完了した日から起算して1か月を経過した日までとする。

第5 消費税及び地方消費税の取扱い

- 1 事業実施主体は、機構に対して第4の1の補助金交付申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する仕入れに係る地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを当該補助金の交付申請額から減額して申請しなければならない。ただし、当該補助金交付申請書の提出時において当該補助金に係る仕入れ

に係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りではない。

- 2 事業実施主体は、1のただし書により申請をした場合において、第4の4に係る実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、これを当該補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 事業実施主体は、1のただし書により申請をした場合において、第4の4に係る実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、別紙様式第5号の地域食肉等処理・供給体制確保緊急対策事業（食肉等流通体制維持支援事業）に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに理事長に提出するとともに、その金額（2の規定に基づき減額した場合は、その減じた金額を上回る部分の金額）を機構に返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、補助金適正化法第15条の補助金の額の確定通知のあった日の翌年6月30日までに、同様式により理事長に報告しなければならない。

第6 事業の推進指導等

- 1 事業実施主体は、農林水産省及び機構の指導の下、県、関係機関、関係団体等との連携に努め、この事業の適正かつ円滑な実施を図るものとする。
- 2 都道府県知事は、この事業の適正かつ円滑な実施を図るため、この事業の趣旨、内容等の周知徹底に努めるとともに、関係団体等に対する指導及び監督を行うものとする。

第7 帳簿等の整備保管等

1 帳簿の整備保管

事業実施主体は、この事業に係る経理を適正に行うとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備して保管するものとする。

ただし、その保存期間は、事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。

2 事業実施状況の聴取等

理事長は、この要綱に定めるもののほか、この事業の実施及び実績について必要に応じ、事業実施主体に対し調査し又は報告を求めることができるものとする。

別表

事業の種類	補助対象経費	補助率
1 メンテナンス支援	<p>C S F 発生地域のと畜場併設食肉処理施設等の維持管理に要する次の経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・固定費（減価償却費及び借地料等並びに水道光熱費及び設備リース料等の固定費用） ・維持管理費（上下水道維持費、施設検査費等） <p>ただし、令和元年度に生じた固定費・維持管理費に限るものとし、令和元年度において稼働を停止した日数が、C S F 発生前3年度間の平均稼働日数の1/4に相当する日数を超えた場合におけるその超過日数分に限る。なお、「稼働を停止した日」とは、稼働が全日停止した場合を1日、と畜頭数がC S F 発生前3年度間の1日と畜頭数の平均の5割以下となった場合には、その日を半日として計算する。</p>	1 / 2 以内
2 食肉処理従事者体制維持支援	<p>食肉処理従事者の一時的な他施設への派遣に要する次の経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・派遣旅費 ・宿泊費 	1 / 2 以内
3 推進指導事業	<p>事業実施主体が1及び2の事業の円滑な推進を図るために行う、事業の推進、指導及び調査等の取組に対し、必要な経費</p>	定額

別紙様式第1号

令和 年度地域食肉等処理・供給体制確保緊急対策事業
(食肉等流通体制維持支援事業) 補助金交付申請書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団体名
代表者名 印

令和 年度において、下記のとおり事業を実施したいので、地域食肉等処理・供給体制確保緊急対策事業実施要綱別添2の第4の1の規定に基づき、補助金 円を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙「令和 年度地域食肉等処理・供給体制確保緊急対策事業（食肉等流通体制維持支援事業）実施計画書」のとおり

3 事業に要する経費の配分及び負担区分

(単位：円)

区分	事業費	負担区分		備考
		機構補助金	その他	
1 メンテナンス支援				
2 食肉処理従事者体制維持支援				
3 推進指導事業				
計				

注：事業を委託して実施する場合は、該当する事業費の欄にその委託費の額を（ ）書きで記載するとともに、その委託先を備考欄に記載すること。

4 事業実施期間

(1) 事業着手年月日 令和 年 月 日

(2) 事業完了予定年月日 令和 年 月 日

5 添付書類

(1) 定款

(2) 最近時点の業務報告書及び業務計画書

(3) 養豚業再生計画

別紙様式第1号の別紙

令和 年度地域食肉等処理・供給体制確保緊急対策事業
(食肉等流通体制維持支援事業) 実施計画書

1 メンテナンス支援

(1) CSF発生地域のと畜場併設食肉処理施設等

施設等の名称	所在地	管理・運営事業者

(2) 稼働日数及び停止日数

施設等の名称	過去3年度の平均稼働日数 ①	平成 年 度	平成 年 度	平成 年 度	令和元年度稼働予定日数 ②	令和元年度稼働停止日数 ③ = ① - ②

(3) と畜頭数等

施設等の名称	過去3年度の日平均と畜頭数	平成 年 度	平成 年 度	平成 年 度	令和元年度全日稼働停止予定日数	令和元年度半日稼働停止予定日数

(4) 事業対象日数

事業対象日数	積算根拠 ③ - ① × 1 / 4

(5) 維持管理に必要な経費

内容	事業費	積算根拠
固定費		
維持管理費		
計		

注：(1) の施設等ごとに分かるよう記載すること。

2 食肉処理従事者体制維持支援

(1) 派遣計画

派遣元施設等	派遣先 (名称及び所在地)	派遣者数	延べ日数	備考

(2) 食肉処理従事者の一時的な他施設への派遣に要する経費

内容	事業費	積算根拠

計		
---	--	--

注：（１）の派遣元施設等ごとに分かるよう記載すること。

3 推進指導事業

区分	事業費	積算根拠
計		

別紙様式第2号

令和 年度地域食肉等処理・供給体制確保緊急対策事業
(食肉等流通体制維持支援事業) 補助金交付変更承認申請書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団体名
代表者名 印

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあった地域食肉等処理・供給体制確保緊急対策事業(食肉等流通体制維持支援事業)の実施について、下記のとおり変更したいので承認されたく、地域食肉等処理・供給体制確保緊急対策事業実施要綱別添2の第4の2の規定に基づき申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 事業の内容
別紙「令和 年度地域食肉等処理・供給体制確保緊急対策事業(食肉等流通体制維持支援事業)実施計画書」のとおり
- 3 事業に要する経費の配分及び負担区分

注：別紙様式第1号の記に準じ、変更部分が容易に比較対照できるよう2段書きし、上段に変更前を()書きで記載すること。

別紙様式第3号

令和 年度地域食肉等処理・供給体制確保緊急対策事業
 (食肉等流通体制維持支援事業) 補助金概算払請求書

番 号
 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
 理事長 殿

住 所
 団体名
 代表者名 印

令和 年 月 日 付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあつた地域食肉等処理・供給体制確保緊急対策事業(食肉等流通体制維持支援事業)について、下記のとおり金 円を概算払により交付されたく地域食肉等処理・供給体制確保緊急対策事業実施要綱別添2の第4の3の(2)の規定に基づき請求します。

記

1 補助金概算払請求額

区分	交付決定		事業遂行状況 (令和 年 月 日現在)			既概算 払受領 額 ④	今回概 算払請 求額 ⑤	令和 年 月 日まで 予定出来高 (④+⑤) /②	残額 ②-④ -⑤
	事業 費 ①	機構 補助 金 ②	事業 費 ③	機構 補助 金	事業費 出来高 ③/①				
	円	円	円	円	%	円	円	%	円
計									

注:それぞれの事業項目ごとに記載することとし、請求時点での事業費の支出実績及び支出計画を添付すること。

2 振込先金融機関名等

金融機関名
 預金種類
 口座番号
 口座名義

別紙様式第4号

令和 年度地域食肉等処理・供給体制確保緊急対策事業
(食肉等流通体制維持支援事業) 実績報告書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団体名
代表者名 印

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあ
った地域食肉等処理・供給体制確保緊急対策事業(食肉等流通体制維持支援事
業)について、下記のとおり実施したので、地域食肉等処理・供給体制確保緊
急対策事業実施要綱別添2の第4の4の規定に基づきその実績を報告しま
す。

なお、併せて精算額 円の交付を請求します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙「令和 年度地域食肉等処理・供給体制確保緊急対策事業(食肉等
流通体制維持支援事業) 実績書」のとおり

3 事業に要した経費の配分及び負担区分

注1: 1~3は別紙様式第1号に準じて作成し、実績が確認できる書類等
を添付すること。

注2：3は、計画と実績が比較できるように2段書きし、上段に交付決定額を（ ）書きし、下段に実績を記入すること。

4 事業に係る精算額

(単位：円)

交付決定額	確定額	概算払受領額	精算払請求額

5 事業実施期間

- (1) 事業着手年月日 令和 年 月 日
(2) 事業完了年月日 令和 年 月 日

6 振込先金融機関名等

金融機関名

預金種類

口座番号

口座名義

令和 年度地域食肉等処理・供給体制確保緊急対策事業
(食肉等流通体制維持支援事業)に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団体名
代表者名 印

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金の交付決定通知のあった地域食肉等
処理・供給体制確保緊急対策事業(食肉等流通体制維持支援事業)補助金について、地域食肉等
処理・供給体制確保緊急対策事業実施要綱別添2の第5の3の規定に基づき、下記のとおり報告
します。

(なお、併せて補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額金 円を返還します。(返還が
ある場合、記載すること。))

記

1 補助金適正化法第15条の補助金の額の確定額 (年 月 日 農畜機第 号による補助金額の確定通知額)	金	円
2 補助金の額の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額	金	円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額	金	円
4 補助金返還相当額(3-2)	金	円

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し(税務署の收受印等のあるもの)
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳(人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること。)
- ・事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載

[]

注：消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載

[]

注：記載内容の確認のための、以下の資料を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料